鳥取県営東山水泳場指定管理者募集要項

鳥取県営東山水泳場（以下「東山水泳場」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和９年４月１日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集する。

１　施設の概要

名　　称	鳥取県営東山水泳場
所 在 地	米子市東山町９２番地（東山運動公園内）
設置目的	スポーツを振興し、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため。
構　　造	鉄筋コンクリート造２階建一部鉄骨造 屋根カラーアルミ長尺瓦棒葺
敷地面積	飛込みプール　　１，５２２．４０平方メートル 競泳プール管理棟　１１，６７２．３０平方メートル
延床面積	４，４２９．０２平方メートル
開　　館	飛込みプール管理棟　昭和５６年８月１９日 競泳プール管理棟　　昭和５８年６月１９日
主な施設内容	・飛込みプール 日本水泳連盟公認飛込みプール ２２メートル×２２メートル×(水深)５．２メートル 高飛込み…１０メートル：１基、７．５メートル：１基、５メートル：１基 板飛込み…３メートル：２基、１メートル：１基 練習用：２基(高飛込み及び板飛込み各１基) 浴室、シャワー室、便所、器具庫及び循環ろ過機場(鉄骨亜鉛鉄板葺)
	・競泳プール管理棟 鳥取県水泳連盟公認　屋内２５メートル競泳プール:７コース(２５メートル×１６メートル×(水深１．１メートル～１．３メートル) 幼児プール:(１０メートル×５メートル×(水深)０．６メートル～０．６３メートル) 日本水泳連盟公認自動審判計時装置：一式 観覧席(固定席１，０００人）、音響設備(一式）及び国旗掲揚台 (１階)事務室、医務室、器具庫、役員控室及び記録処理室、採暖室、休憩室、更衣室、シャワー室、便所、機械室(暖房用ボイラー及び循環浄化装置)及び電気室 (２階)研修室及び指導員室 ・日本水泳連盟公認　屋外５０メートル競泳プール:９コース(５０メートル×２３．８メートル×(水深)１．４メートル～１．５メートル) ・芝スタンド３００人

２　指定管理者が行う業務

（１）業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行うこと。なお詳細は、別添「鳥取県営東山水泳場管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

ただし、（公財）日本スポーツ協会が設置する「国スポ改革タスクフォース」で国民スポーツ大会の見直しについて議論（以下、「国スポ改革見直し議論」という。）されているところであり、当該議論に基づく施設基準の見直し等に伴い、水泳場の管理・運営方針の変更その他の事由により、令和１１年度以降は管理業務の内容を大きく縮小する可能性があるため、当該変更に柔軟に対応できる体制づくりをしておくこと。

なお、施設基準の見直しに基づく施設改修等により施設の全部又は一部を休館する場合も、利用者への周知、代替施設への案内、備品管理等の業務が発生することを想定してい

るが、業務内容の詳細については令和９年度及び１０年度は基本協定で定めることとし、令和１１年度以降は年度協定で定めることとする。

ア　東山水泳場の施設設備の維持管理及び運営に関する業務

鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和３９年鳥取県条例第２４号。以下「体育施設条例」という。）に基づく東山水泳場の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等）

イ　東山水泳場の利用の許可、利用料金の徴収に関する業務

体育施設条例に基づく利用の許可、行為の制限、体育施設への入館拒否及び退去命令、適正な管理に必要な利用者への措置命令、利用許可の取消し、利用料金の徴収及び利用料金の減免に関すること。

ウ　その他施設の管理運営に必要な業務

利用者の受付及び案内、附属設備及び備品の貸出、利用指導又は操作及び利用者へのサービスの提供（自動販売機による物品の販売を含む。）並びに施設の利用促進その他施設の管理運営に必要な業務に関すること。

エ　スポーツの普及振興

スポーツ教室等のスポーツの普及振興に係る事業の実施に関すること。

オ　障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進

障がい者が利用しやすい施設運営及び障がい者スポーツの普及振興に係る事業の実施に関すること。

（２）管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、関係法令を遵守の上、東山水泳場の適切な管理運営を行うこと。

ただし、国スポ改革見直し議論に基づく施設基準の見直し等に伴い、水泳場の管理・運営方針の変更その他の事由により、令和１１年度以降は管理の基準を大きく変更する可能性があるため、当該変更に柔軟に対応できる体制づくりをしておくこと。

なお、詳細については令和９年度及び１０年度は基本協定で定めることとし、令和１１年度以降は年度協定で定めることとする。

ア　基本方針

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、利用者にとって快適な施設の環境づくり、スポーツ振興及び県民の健康増進並びに東山水泳場の利用の促進並びに障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進を目指すこと。

また、東山水泳場の施設設備について、日常又は定期的に必要な保守業務及び点検業務を行うとともに、最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

イ　基本的事項

（ア）開館時間

東山水泳場の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、開館時間を臨時に変更することができる。この場合において、開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まないものであること。

（イ）休館日

東山水泳場の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、休館日を臨時に変更することができる。

なお、とっとり県民の日条例（平成１０年鳥取県条例第１３号。以下「県民の日条例」という。）及びとっとり県民の日条例第４条の使用料等を定める規則（平成１０年鳥取県規則第３４号。以下「県民の日規則」という。）の規定を満たすため、とっとり県民の日（９月１２日）、９月の第２土曜日及びその翌日は開館すること。

（ウ）利用の許可

体育施設条例第７条の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き東山水泳場の利用の許可を行うこと。

ａ　公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

ｂ　東山水泳場の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認

められるとき。

ｃ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

ｄ　ａからｃまでに掲げる場合のほか、東山水泳場の管理上支障があるものとして、知事が別に定める場合に該当するとき。

なお、指定管理者は、ｃに該当する利用でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

（エ）利用の制限

体育施設条例第８条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者又はそのおそれのある者に対して、東山水泳場への入館を拒み又は退去を命ずることができること。

ａ　東山水泳場の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者

ｂ　所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食する者

ｃ　他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者

ｄ　ａからｃまでに掲げる者のほか、東山水泳場の管理上支障があると認められる者として知事が別に定める者

（オ）措置命令

体育施設条例第９条の規定に基づき、東山水泳場の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができること。

（カ）利用許可の取消し

体育施設条例第１０条の規定に基づき、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができること。

ａ　体育施設条例又はその規定に基づく処分に違反したとき。

ｂ　（オ）の命令に従わないとき。

ｃ　利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

ｄ　利用許可の条件に違反したとき。

ｅ　詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

ｆ　ａからｅまでに掲げる場合のほか、東山水泳場の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

（キ）利用料金

東山水泳場の利用料金は、資料２に定める金額を標準として、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

この場合において、知事が承認する利用料金の額は、原則として、募集時に提出された事業計画書のとおりとし、指定期間中に利用料金をこれより高く設定することは認めない。ただし、法令の改正、新たなサービスの付加、物価高騰への対応等により、指定期間中に料金を改定する場合は、この限りでない。

なお、スポーツ教室等のスポーツの普及振興に係る事業の料金は除く。

（ク）利用料金の減免等

ａ　資料３に掲げる場合には東山水泳場の利用料金を減免するものとし、その旨を規定した減免に関する基準を作成し、あらかじめ知事の承認を得ること。

また、資料３に掲げる場合のほか、指定管理者が自らの判断において利用料金の減免を行おうとする場合も、同様とする。

ｂ　県民の日条例及び県民の日規則の規定に基づき、とっとり県民の日（９月１２日）、９月の第２土曜日及びその翌日は、利用料金（設備利用料を除く。）は徴収しないこと。

（ケ）個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６６条第２項２号において準用する同条第１項の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、東山水泳場の管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用して

はならないこと。

（コ）情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例（平成１２年鳥取県条例第２号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、東山水泳場の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行うこと。

（サ）許可等の手続

指定管理者が利用者に対して行う許可その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例（平成６年鳥取県条例第３４号。以下「行政手続条例」という。）の規定が適用されるので、利用の許可等（申請に対する処分）を行うための審査基準及び監督処分等（不利益処分）を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間（標準処理期間）を定める等、行政手続条例に則った手続を行うこと。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接の適用はないが、指定管理者は、規定の趣旨に則って適切に対応すること。

（３）留意事項

ア　指定管理者が行う業務の内容の詳細については、仕様書によること。

イ　指定管理者が行う管理業務を一括して他の者に委託することはできないこと。ただし、管理業務のうち、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者に委託することができること。なお、専門の事業者に委託しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、他の者に委託する場合は、指定管理者は、受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等東山水泳場の管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

なお、委託事業者の選定に当たり、入札や見積もり合わせを実施する場合は、その業務内容に応じて適切な最低制限価格の設定について検討に努めること。

ウ　県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例（平成２３年鳥取県条例第６８号）の趣旨を踏まえ、管理業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者に発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等）でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

エ　指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。

オ　指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた職員が、通勤のために施設内駐車場を使用する場合は、鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和３９年鳥取県規則第２７号）の規定に基づき、あらかじめ指定管理者が県の使用許可を受け、その使用料を納入する必要があること。

カ　指定管理者は、指定管理の施設、設備等に関する事故が発生したときは、具体的な被害の発生の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに県への報告及び公表を行うこと。

（ア）来場者及び従業員の身体、生命に被害を生じさせる可能性があるものである場合

（イ）施設の運営・管理に大きな影響が生じる場合（主要施設を利用中止又は制限する場合など）

キ　東山水泳場の設置目的を阻害しない範囲で東山水泳場の施設及び敷地、施設内の広報媒体を活用した自主事業（有料イベントの実施、敷地内における広告事業等）につい

て事業計画書において提案し、実施することができる。ただし、自主事業が東山水泳場の設置目的等に反する場合は、承認しない場合もありうる。

ク　３の指定期間中、県が行う施設改修工事等により、一定期間施設の全部又は一部を休館する可能性があり、この場合、管理業務を利用者への周知、代替施設への案内、備品管理等に大きく縮小する可能性がある。なお、詳細については令和９年度及び１０年度は基本協定で定めることとし、令和１１年度以降は年度協定で定めることとする。

3　指定期間

指定管理者の指定期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。

なお、２で定める業務については、令和１１年３月３１日までとし、同年４月１日からの業務については、国スポ改革見直し議論に基づく施設基準の見直し等に伴い、水泳場の管理・運営方針の変更その他の事由により、業務の内容を大きく変更する可能性があるため、当該変更に柔軟に対応できる体制としておくこと。

ただし、１５の（１）又は（２）により適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4　指定管理料及び利用料金の取扱い等

（１）指定管理料支払

県は、東山水泳場の管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間のうち、令和９年度及び令和１０年度の指定管理料の総額は、９４，１４４，０００円（うち消費税額及び地方消費税の額８，５５８，５４５円）を上限として募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途基本協定で定める額とし、令和１１年度以降の指定管理料の上限は、別途年度協定で定める額とする。ただし、東山水泳場が休館した場合、業務が大幅に縮小される可能性があり、令和９年度及び令和１０年度の指定管理料と比べ、大きく減額となる可能性があることに留意すること。

法令改正により消費税率が変更になった場合には、原則として県は新たな税率で指定管理料を再算定して指定管理料額を変更する。

急激な人件費・物価変動等への対応に関する基本的な考え方については、５「県及び指定管理者の責任の分担」で規定するとおり、「急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動」に該当する場合に県と指定管理者でリスク分担を行うこととし、人件費及びその他事業費（修繕費を含む。）について、特定の条件下において再算定を行い、指定管理料に反映する。

なお、上記の指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。令和９年度以降の燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

また、指定管理料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

（２）利用料金等の取扱い等

東山水泳場の利用に係る料金収入、自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入その他収入（以下「利用料金等」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受する。

なお、協定に定める指定管理料の額及び利用料金等の額の総額が指定管理者の業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補てんしない。

5　県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県及び指定管理者が締結する協定で定める。

項　　目		責　任	
		県	指定管理者
物価の変動	人件費、光熱水費等物価変動に伴う管理経費の増		○

	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項	
	上記以外のもの		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、管理業務が実施できないことによる利用料金収入の減	協議事項	
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注１件当たり５０万円未満のものに限る。）		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注１件当たり５０万円以上のものに限る。）	○	
備品の購入	施設の管理の観点から、県が指定管理者に貸与する備品の更新及び県が新たに貸与する備品の購入（ただし、指定管理料による購入を県が指示又は承認した備品の購入を除く。）	○	
	その他の備品の購入		○
火災保険の加入（建物のみ）		○	
管理業務に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担			○
包括的管理責任		○	

※　協議事項については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第１次責任は、指定管理者が有するものであること。

※　修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※　備品とは、性質及び形状を変えることなく、長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が１０万円以上の物品をいう。

※「急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動」とは以下の場合をいう。

人件費：「協定書締結年度の前年度の鳥取県民間給与実態調査をもとに県が算定した人件費単価等を用いて算出される人件費想定額」と「各年度ごとに実施する同調査の額を用いて県が算定する人件費単価等を用いて算出される人件費想定額」を比較して３％以上の増減があった場合。

この条項により、指定管理料の改定を行った場合、それ以降は「協定書締結年度の前年度の鳥取県民間給与実態調査をもとに県が算定した人件費単価等を用いて算出される人件費想定額」を「前回改定の際に用いた人件費想定額」と読み替える。

その他事業費（修繕費を含み、燃料・光熱費を除く）：協定書締結年月の鳥取市消費者物価指数と年度ごとに甲が指定する月の同指数を比較して３％以上増減があった場合。

この条項により指定管理料の改定を行った場合、それ以降は「協定書締結年月の鳥取市消費者物価指数」を「前回改定の際に用いた鳥取市消費者物価指数」と読み替える。

6　応募資格等

（1）応募資格

東山水泳場の指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、ア、オからケまで及びシについては、応募後であってもその要件を満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア　鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

イ　１２の（３）の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

ウ　１２の（３）の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。

エ　募集の受付期間の最終日から起算して１年前の日までの間に労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他の労働関係法令の違反によって公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けた法人等でないこと。

オ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。

カ　法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等（暴力団員であることを知りながら、次の（ア）から（カ）までのいずれかの事実があるものをいう。）でないこと。

（ア）暴力団員を経営幹部とすること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団員を代理人又は受託者等として使用すること。

（エ）暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に管理業務を再委託すること。

（オ）暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。

（カ）経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。

ク　都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がない法人等であること。

ケ　鳥取県議会の議員、知事、副知事、政策統轄監、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条の５第１項及び第２項に規定する委員会の委員（監査委員を含む。）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等（境港管理組合を除く。）でないこと。

コ　応募の日において、地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理候補者の選定を辞退した法人等（以下「指定取消法人等」という。）にあっては、当該取消し又は辞退の日から起算して３年を経過していること。

サ　応募の日において、東山水泳場に係る指定取消法人等にあっては、当該取消し又は辞退に係る公の施設の管理に関する条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後２回の指定期間を経過していること。

シ　コ及びサの応募資格を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任している法人等でないこと。

（２）複数の法人等による応募

東山水泳場のサービスの向上又は管理業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができること。この場合においては、次の事項に留意すること。

ア　グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。

イ　グループの構成団体間における管理業務に係る各団体の役割、経費に関する連帯責任の割合等を、別途協定で定めること。

ウ　単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることができないこと。

エ　同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。

オ　グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、（１）に掲げる応募資格のすべてを満たす法人等であること。

カ　１１の（３）の応募書類のエからサまでは、構成団体ごとに提出すること。

７　募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

募集要項の配布	令和８年１１月１３日（金）から１２月２８日（月）まで
質問事項の受付	令和８年１１月１３日（金）から１２月２日（水）まで
現地説明会	令和８年１２月３日（木）
役員名簿の事前提出	令和８年１２月１６日（水）
募集の受付期間	令和８年１１月１３日（金）から１２月２８日（月）まで
面接審査	令和９年１月中旬 （時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。）
審査結果の通知	令和９年１月下旬から２月上旬
指定管理者の指定	令和９年３月下旬（議会の議決を経て行う。）
協定の締結	令和９年３月下旬までに行う。

８　募集要項の配布

募集要項は、令和８年１１月１３日（金）から同年１２月２８日（月）までの間に、インターネットのスポーツ課ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/sportshinkou/）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

（１）配布期間　令和８年１１月１３日（金）から同年１２月２８日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで

（２）配布場所　鳥取県地域社会振興部スポーツ振興局スポーツ課スポーツ振興担当
〒６８０－８５７０　鳥取市東町一丁目２２０（県庁本庁舎６階）
電　　話　０８５７－２６－７９１９
ファクシミリ　０８５７－２６－８１２９
メールアドレス　sports@pref.tottori.lg.jp

９　質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

（１）受付期間　令和８年１１月１３日（金）から同年１２月２日（水）まで

（２）受付方法　質問票（別紙様式）に記入の上、８の（２）の場所へ持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

（３）回答方法　質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、スポーツ課ホームページにも随時掲載する。

１０　現地説明会の開催

（１）日　時　　令和８年１２月３日（木）　午後２時から３時まで
（２）場　所　　鳥取県営東山水泳場（米子市東山町９２番地）
（３）申込方法　　現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等３名まで）を明記の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和８年１１月２６日（木）午後５時１５分までに、８の（２）の場所へ申し込むこと。
　なお、申込期限までに申し込みがなかった場合は開催しない。

１１　応募の手続
（１）応募書類の受付期間及び時間
　令和８年１１月１３日（金）から同年１２月２８日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで。
　ただし、（３）ク　当該法人等の役員名簿については、１部を令和８年１２月１６日（水）の午後５時１５分までに事前提出を行うこと。（申請書提出の際にも再度提出を行うこと。）

（２）応募書類の提出方法及び提出場所
ア　応募書類は、持参又は郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。）により提出すること。
　なお、郵便等による提出は、令和８年１２月２８日（月）の午後５時１５分までに到着したものに限り受け付ける。
イ　応募書類は、８の（２）の場所に提出すること。

（３）応募書類
　次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等の負担とする。なお、各書類の説明は、別紙提出書類一覧を参照すること。
ア　指定管理者指定申請書〔様式１〕
イ　東山水泳場の管理業務に関する事業計画書〔様式２〕
ウ　東山水泳場の管理業務に関する収支計画書〔様式３〕
エ　定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
オ　申請の日の属する事業年度の前３事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
カ　申請の日の属する事業年度の前３事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
キ　当該法人等の概要（東山水泳場の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類〔様式４〕
ク　当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、かつ、住所・生年月日が記載されたもの）
ケ　都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類
コ　上記提出書類のうち該当のないものについての申立書〔様式５〕
サ　指定申請に係る宣誓書〔様式６〕
シ　グループ協定書の写し（グループ申請の場合のみ）

（４）応募書類の提出部数
　正本１部及び副本１０部（副本は、複写可とする。）

（５）応募に当たっての留意事項
ア　法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただ

し、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができること。

イ　応募書類その他の提出された書類は、返却しないこと。

ウ　応募のあった法人等の名称等は、公表すること。

エ　応募のあった法人等が６（１）キの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。

オ　応募書類その他の提出された書類や審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。

カ　応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。

キ　応募書類の提出期限後、応募書類その他の提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。

ク　（３）の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。

ケ　鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１６年鳥取県条例第６７号。以下「指定手続条例」という。）、体育施設条例その他の関係法令を承知の上で応募すること。

１２　指定管理者の選定方法等

（１）選定方法

学識経験者等の委員で構成する鳥取県指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（地域社会振興部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会）（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評価結果により、指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

（２）選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお、詳細な採点基準は別添「東山水泳場　審査表」のとおりとする。

	選　定　基　準	審　査　項　目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること （指定手続条例第５条第１号）	（１）管理の基本的な考え方の適合性 ア　施設設置目的の理解 イ　指定管理者を希望する理由 ウ　管理運営の方針	必須 確保できないと判断される場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること （指定手続条例第５条第２号）	（１）施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） （２）管理の基準（開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開） （３）施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 （４）事故・事件の防止措置、緊急時の対応 （５）スポーツの普及振興への理解 （６）スポーツの普及振興事業の企画力 （７）障がい者に優しい施設利用への理解力 （８）障がい者スポーツの普及振興事業の企画力	６５
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること （指定手続条例第５条第２号）	（１）収支計画及び見積内容 （２）県の指定管理料額の多寡	２０

4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第５条第３号)	（１）法人等の財政基盤、経営基盤 （２）組織及び職員の配置等 （３）現在の施設職員の継続雇用に関する方針 （４）関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 （５）個人情報の漏えい、滅失又は毀損をしていないか （６）法人等の社会的責任の遂行状況 ア　障がい者雇用 イ　男女共同参画推進企業等の認定等 ウ　ISO14001・TEASⅠ種規格等の認証等 エ　家庭教育推進協力企業としての協定締結 オ　あいサポート企業等の認定等 （６）当該施設の管理運営状況の実績評価	３６

（３）面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、令和９年１月中旬開催予定の審査・運営評価委員会において、１１の（３）の書類により面接審査を行う。なお、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

（４）指定管理候補者の選定及び公表

（３）の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。

その審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指定管理候補者に選定しようとする法人等の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

（５）審査委員会の審査結果に対する異議申出

ア　応募者又は指定管理候補者に選定しようとする法人等（以下「応募者等」という。）は、審査委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して４日以内に、知事に異議を申し出ることができる。この場合において、当該４日間の計算は、その期間に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、１月２日及び同月３日並びに１２月２９日から同月３１日までの日を含まない。

イ　異議の申出は、次の事項を記載した書面により、８の（２）の場所に申し出ること。

（ア）異議申出をする法人等の名称、住所及び代表者の氏名

（イ）異議申出の趣旨及び理由

（ウ）異議申出の年月日

ウ　知事は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を応募者等に通知するとともに、ホームページ等で公表する。

なお、再審査結果に対する異議の申出はできない。

（６）選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。

また、（４）の決定を受けた指定管理候補者が、当該決定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア　複数の事業計画書を提出したとき。

イ　審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ　応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ　応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ　応募書類等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。

カ　その他不正な行為があったとき。

１３　ネーミングライツ導入前後の対応

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課では、県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、東山水泳場において新たなネーミングライツが導入されるときは、以下の業務の実施に協力すること。

（１）導入前

ア　ネーミングライツに付随する権利（スポンサーメリット）の付与等に係る調整・協議。

（２）導入後

ア　愛称及びロゴ等の定着、周知、普及。

イ　東山水泳場で開催される興行等において、当該興行等の主催者等から愛称及びロゴ等を不使用にしたいとの希望が示された場合の行財政改革推進課への報告。

ウ　ネーミングライツを取得した法人により、施設内の標識、施設名表示等に愛称及びロゴ等が添加された場合、施設設備の維持管理に関する業務の実施にあわせた、東山水泳場内に設置されている愛称及びロゴ等が添加された標識、施設名表示等の点検の実施、補修等が必要な場合の行財政改革推進課への報告。

１４　指定管理者の指定及び協定の締結

（１）指定管理者の指定

指定管理者の指定は、１２の（４）により選定した指定管理候補者を東山水泳場の指定管理者とすることが令和９年２月鳥取県議会において議決された後行う予定である。

（２）協定の締結

ア　県及び（１）により指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、令和９年３月末までに基本協定を締結するものとする。ただし、令和１１年度以降の業務内容及び指定管理料に関する事項等については、当該年度の各前年度末までに年度協定を締結するものとする。

イ　基本協定の内容として予定する項目は、次のとおりである。

ただし、業務内容及び指定管理料に関する事項等については、令和１０年度末までする。

（ア）指定管理者の責務
（イ）業務範囲に関する事項
（ウ）利用料金の取り扱いに関する事項
（エ）県が支払う指定管理料の額及び支払方法等に関する事項
（オ）事業報告書に関する事項
（カ）適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項
（キ）責任分担に関する事項
（ク）個人情報の保護その他の管理上の留意事項
（ケ）その他

（３）留意事項

ア　（１）により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく（２）の協定の締結に応じない場合は、当該指定を取り消すことがある。

イ　（１）により指定管理者の指定を受けた者が（２）の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

（ア）資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実でないと認められるとき。
（イ）著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

ウ　（２）により締結した協定について、協定の締結後、管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と（１）の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。

エ　指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への

協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望する者の雇用に努めなければならない。

オ　指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動、ＳＤＧｓの推進等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

１５　実施状況の報告等

（１）業務報告書

指定管理者は、毎月の利用者数、利用促進策の実施状況、収支状況、再委託・工事請負発注の状況、管理体制、関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況、会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果等を業務報告書としてまとめ、当該報告書をその翌月１５日までに県に提出すること。

（２）事業報告書

指定管理者は、指定手続条例第９条の規定による事業報告書を毎年度終了後３０日以内に県に提出すること。

（３）事業計画書

指定管理者は、毎年２月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

（４）実施状況の確認

県は、必要があると認めるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

（５）実施状況の評価

ア　県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。

イ　県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、あらかじめ指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求める。

ウ　県は、指定管理期間の中間年度の前年度までの実績をもとに、審査・運営評価委員会を開催して施設の管理運営状況について評価を行う。

なお、業務報告書や利用者の声による点検の過程や点検・評価シートの作成において管理状況等についての疑義を生じた場合など、必要があると認めるときは、随時、審査・運営評価委員会を開催し、委員からの意見聴取を行う。

エ　県は、ウの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の審査項目とし、審査に反映させる。

１６　適正な施設管理の継続が困難になった場合における措置

（１）指定管理者の責めに帰すべき事由により東山水泳場の適正な管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第２４４条の２第１０項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。

この場合において、指定管理者が県の指定する期間内に改善することができなかった場合には、県は、同条第１１項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

（２）指定管理者の財務状況が著しく悪化し、東山水泳場の適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。

（３）（１）又は（２）により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。

（４）不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由（国スポ改革見

直し議論に基づく施設基準の見直し等に伴う水泳場の管理・運営方針の変更等は除く）により東山水泳場の適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

１７　災害時の施設使用

（１）次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、東山水泳場の使用について県の指示に従わなければならない。

ア　地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）第１条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、東山水泳場を休館し、又は住民の避難、救援若しくは災害対応のため使用する必要があると県が認めるとき。

イ　東山水泳場について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第１４８条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

ウ　東山水泳場について、米子市から米子市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

（２）（１）の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

（３）地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために東山水泳場を休館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を休館すること。

１８　添付資料

（１）水泳教室の実施状況（資料１）
（２）現状の利用料金（標準額）（資料２）
（３）利用料金の減免基準（資料３）
（４）施設の概要（資料４）
（５）令和７年度事業報告書（資料５）
（６）鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（資料６）
（７）現状の管理運営体制（資料７）
（８）修繕実績（資料８）
（９）委託等資料一式（資料９）

１９　その他

必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。

〔別紙〕

提　出　書　類　一　覧

書類名	説　明
ア　指定管理者指定申請書	・様式１によること。 ・グループによる申請の場合には、提携団体の欄にグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
イ　鳥取県営東山水泳場の管理業務に関する事業計画書	・様式２によること。
ウ　鳥取県営東山水泳場の管理業務に関する収支計画書	・様式３によること。
エ　定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	・法人以外の団体にあっては、これらに準ずる書類
オ　申請の日の属する事業年度の前３事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	・前３事業年度の財務状況を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財務状況を明らかにできる書類（財産目録等）。
カ　申請の日の属する事業年度の前３事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	・前３事業年度の事業内容を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあっては､今年度の事業内容を明らかにできる書類。
キ　当該法人等の概要(施設の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類	・様式４によること。 ・組織及び運営に関する次の事項を記載した書類。 ・本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績 ※　既存資料で当該内容が記載されている場合は、別紙として添付し、様式の記載に代えることができる。
ク　当該法人等の役員名簿	・申請書の提出日現在で、役職名、氏名（ふりがなを付すこと。）、住所及び生年月日の記載のあるもの。
ケ　都道府県税､法人税並びに消費税及び地方消費税に未納(納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類	・所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書（ただし、令和８年１１月１３日以降に交付されたものに限る。）
コ　上記提出書類のうち該当のないものについての申立書	・様式５によること。 ・上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出すること。
サ　指定申請に係る宣誓書	・様式６によること。
シ　グループ協定書の写し	・グループによる申請の場合のみ提出。